

令和5年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 7 日 提 案 分)

神 奈 川 県

| | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------|----|
| 1 | 令和5年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調 | 1 |
| 2 | 令和5年度9月補正予算会計別集計表 | 1 |
| (1) | 令和5年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書 | 2 |
| 3 | 令和4年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について | 3 |
| 4 | 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】 | 4 |
| 5 | 令和5年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】 | 5 |
| 6 | 神奈川県政功労者に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】 | 6 |
| 7 | 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】 | 7 |
| 8 | 川崎県税事務所（仮称）整備事業委託契約の内容【総務局】 | 8 |
| 9 | 令和5年度一般会計9月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】 | 9 |
| 10 | 令和5年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】 | 10 |
| 11 | 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】 | 11 |
| 12 | 旅館業法施行条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】 | 12 |
| 13 | 神奈川県海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】 | 13 |
| 14 | 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】 | 14 |
| 15 | 由比ガ浜地下駐車場の指定管理者の指定の概要【県土整備局】 | 15 |
| 16 | 片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の指定の概要【県土整備局】 | 16 |
| 17 | 大磯港の指定管理者の指定の概要【県土整備局】 | 17 |
| 18 | 令和5年度一般会計9月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】 | 18 |
| 19 | 県立図書館収蔵館（旧新館）改修工事（空調）請負契約の内容【教育委員会】 | 19 |
| 20 | 和解の概要【警察本部】 | 20 |
| 21 | 和解の概要【警察本部】 | 22 |
| 22 | 和解の概要【警察本部】 | 24 |

1 令和5年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

| 区 分 | 件 数 |
|---------|-----|
| 一 般 会 計 | 1 |
| 特 別 会 計 | — |
| 企 業 会 計 | — |
| 合 計 | 1 |

(2) 条例その他

| 区 分 | 件 数 |
|--------------------------------|-----|
| 条 例 の 改 正 | 7 |
| 工 事 請 負 契 約 等 の 締 結 | 2 |
| 指 定 管 理 者 の 指 定 | 3 |
| 決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算) | 1 |
| そ の 他 | 3 |
| 合 計 | 16 |

2 令和5年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

| 会 計 別 | 前回までの累計額 | 今回補正額 | 合 計 額 |
|---------|---------------|------------|---------------|
| 一 般 会 計 | 2,283,371,121 | 11,661,161 | 2,295,032,282 |
| 特 別 会 計 | 2,256,178,763 | — | 2,256,178,763 |
| 企 業 会 計 | 163,885,463 | — | 163,885,463 |
| 合 計 | 4,703,435,347 | 11,661,161 | 4,715,096,508 |

(参考) 前年度(令和4年度)の状況

(単位 千円)

| 会 計 別 | 前回までの累計額 | 9月補正額 | 合 計 額 |
|---------|---------------|------------|---------------|
| 一 般 会 計 | 2,370,026,563 | 39,920,170 | 2,409,946,733 |
| 特 別 会 計 | 2,116,484,239 | — | 2,116,484,239 |
| 企 業 会 計 | 157,477,830 | 1,139,989 | 158,617,819 |
| 合 計 | 4,643,988,632 | 41,060,159 | 4,685,048,791 |

(1) 令和5年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

| 局 別 | 予 算 額 | 財 源 内 訳 | | | | | | | | 備 考 | |
|---------------|------------|------------|-------------------|-------------------|------------|----------|-----------|-------|-----|-----------|-----------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 及 び 負担金 | 使用料 及 び 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | 繰 入 金 | 諸 収 入 | 県 債 | | 一 般 財 源 |
| 環境農政局 | 130,438 | | | | | | | | | 130,438 | |
| 福祉子ども みらい局 | 11,322,957 | 3,772,600 | | | | | 5,664,057 | | | 1,886,300 | |
| 教育委員会 | 207,766 | 58,060 | | | | | | | | 149,706 | |
| 合 計 | 11,661,161 | 3,830,660 | | | | | 5,664,057 | | | 2,166,444 | 県税 2,166,444 |

【議案（条例その他） 認第1号】

3 令和4年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

令和4年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。

4 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、1法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年11月1日。ただし、解散した法人については、公布の日。

イ 経過措置

令和5年5月25日以前に、本条例で削除される特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る当該法人の指定及び税額控除の対象となる期間については、なお従前の例による。

5 令和5年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

| 事 項 | 限 度 額 | 区 分 | 期 間 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | |
|-------------|--------------------|---------------------|--------|---------|-------------|-------|---------|
| 職員研修業務委託事業費 | 千円 68,367 | 前年度末までの支出 (見込)額 | | 千円 — | 特定 財源 | 国庫支出金 | 千円 — |
| | | | | | | 県 債 | — |
| | 当該年度以降の支出 予 定 額 | 令和5年度 ～ 令和6年度 | 68,367 | そ の 他 | | — | |
| | | | | 一般財源 | 68,367 | | |

(変 更)

| 事 項 | 限 度 額 | 区 分 | 期 間 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------|--------------|--------------------|---------------------|---------|-------------|----------|---------|---------|
| 賦課徴収事務委託費 | 千円 17,093 | 前年度末までの支出 (見込)額 | | 千円 — | 特定 財源 | 国庫支出金 | 千円 — | |
| | | | | | | | 県 債 | — |
| | | 当該年度以降の支出 予 定 額 | 令和5年度 ～ 令和6年度 | 17,093 | | そ の 他 | — | |
| | | | | | | 一般財源 | 17,093 | |
| | 補正後 | 千円 55,214 | 前年度末までの支出 (見込)額 | | 千円 — | 特定 財源 | 国庫支出金 | 千円 — |
| | | | | | | | | 県 債 |
| | | 当該年度以降の支出 予 定 額 | 令和5年度 ～ 令和6年度 | 55,214 | そ の 他 | | — | |
| | | | | | 一般財源 | | 55,214 | |

6 神奈川県政功労者に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県公報の発行方法を電子化することに伴い、県政功労者への神奈川県公報の配付を終了するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

県政功労者への県政に関する刊行物の配付に関する規定から「県公報その他」の文言を削除する。（第3条関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

7 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、道府県が市町村から引継ぎを受けて徴収や滞納処分を行う対象に森林環境税が加えられたことから、知事の権限の委任に関する規定に森林環境税を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

市町村から引継ぎを受けた個人の県民税及び市町村民税に関する事務を、県税事務所に委任する規定について、当該委任の対象に森林環境税に関する事務を加える。（第4条第3項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年1月1日

イ 経過措置

改正後の第4条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 川崎県税事務所（仮称）整備事業委託契約の内容

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 委託業務名称 | 川崎県税事務所（仮称）整備事業 |
| (2) 委託業務箇所 | 川崎市川崎区富士見一丁目1番2 |
| (3) 委託契約者名 | 大和リース株式会社横浜支社 支社長 角 一 吉 昭 株式会社多摩設計 代表取締役 岩 田 崇 |
| (4) 委託契約金額 | 10億2,850万円 |
| (5) 業務着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 業務完了予定年月日 | 令和7年3月31日 |

9 令和5年度一般会計9月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】

(1) 7款 農林水産業費 1項 農業費

- ・ 農業物価高騰対応費補助 54,296千円

肥料価格の高騰による農業者の負担を軽減するため、農業者の肥料購入費の負担増に対する補助について、追加で措置する。

(2) 7款 農林水産業費 2項 畜産業費

- ・ 畜産業物価高騰対応費補助 76,142千円

飼料価格の高騰による畜産農家の負担を軽減するため、畜産農家の飼料購入費の負担増に対する補助について、追加で措置する。

10 令和5年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 民間老人福祉施設運営費補助 5,634,170千円
介護サービス等の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症の療養者が発生した際に必要な介護人材の確保や感染拡大防止対策等に対する補助について、追加で措置する。
- ・ 民間老人福祉施設整備費補助 24,730千円
災害時における高齢者施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備を行う事業者に対して補助する。
- ・ 地域医療介護総合確保基金積立金 5,634,170千円
新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等に対する支援の財源とするため、基金への積み立てを行う。

(2) 4款 民生費 5項 児童福祉費

- 一部(新)・ 子ども・子育て支援推進事業費 29,887千円
こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、県及び県内市町村のこどもまんなかの取組を公共交通機関のデジタル広告等で発信し、社会全体の機運を醸成する。

11 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、喫煙及び受動喫煙の定義を健康増進法（以下「法」という。）に合わせるとともに、喫煙禁止区域の表示等に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「喫煙」及び「受動喫煙」の定義の改正
法の定義に合わせる。（第2条関係）

イ 対象範囲の変更
対象範囲を現行の「室内」から法に合わせて「屋内」に改正する。
（第2条関係）

ウ 法による区分を考慮した施設区分の新設等
条例による施設区分のうち、県第1種施設は、法による区分では法一種と法二種に分かれるところ、区分に応じた設置できる喫煙室の説明が事業者等にとってわかりにくいため、法を上回る規制を行っている「条例1種かつ法二種」については、新たに区分を設けて「県特定第1種施設」とする。（第2条及び別表関係）

エ 喫煙禁止区域の表示等義務の廃止
法により、原則屋内禁煙となったことから、施設内を完全に禁煙とした場合の喫煙禁止区域の表示等義務は廃止する。（第11条関係）

オ 条例見直し期間の変更
法により、受動喫煙に関する社会状況は一定の着地をしたと判断されるため、条例の見直し期間を現行の3年から県条例の原則である5年とする。（附則第4項関係）

カ その他所要の規定の整備を行う。（第8条及び第12条～第18条関係等）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

12 旅館業法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅館業法の一部改正に伴い、意見を求める者及び手数料の徴収に係る規定に事業譲渡を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 意見を求める者の規定の整備を行う。（第2条関係）

イ 手数料の徴収の改定

改正後の旅館業法第3条の2第1項に規定された営業者の事業譲渡による承継に係る手数料の規定を改定する。（第8条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第1条及び第4条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日

13 神奈川県海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、条例の見直し期間を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

海水浴場における喫煙ルールへの浸透及び遵守率の向上により、海水浴場におけるたばこ対策は定着したと判断されるため、条例の見直し期間を現行の3年から県条例の原則である5年とする。（附則第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

14 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法の一部改正に伴い、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継に係る規定に営業の譲渡を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

食品衛生法の一部改正と同様に、事業譲渡による承継について規定する。（第22条の2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日

イ 経過措置

改正後の第22条の2の規定は、この条例の施行の日前に営業者又はふぐ加工製品取扱者に係る営業又は業の譲渡があった場合におけるその営業又は業を譲り受けた者については、適用しない。

15 由比ガ浜地下駐車場の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県道路附属物自動車駐車場条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| ア 施設の名称 | 由比ガ浜地下駐車場 |
| イ 指定管理者 | |
| (ア) 名称 | 日本パーキング株式会社 株式会社パーキングサポートセンターグループ |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地 |
| ウ 指定期間 | 令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで |

16 片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県道路附属物自動車駐車場条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

| | |
|----------------|----------------------------|
| ア 施設の名称 | 片瀬海岸地下駐車場 |
| イ 指定管理者 | |
| (ア) 名称 | 株式会社湘南なぎさパーク |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 藤沢市鵜沼橋一丁目2番7号 |
| ウ 指定期間 | 令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで |

17 大磯港の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

| | |
|----------------|----------------------------|
| ア 施設の名称 | 大磯港 |
| イ 指定管理者 | |
| (ア) 名称 | 大磯町 |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 中郡大磯町東小磯183番地 |
| ウ 指定期間 | 令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで |

18 令和5年度一般会計9月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】

11款 教育費 5項 特別支援学校費

- ・ 就学奨励費 116,121千円

県立特別支援学校において1人1台専用端末による学習環境を確立するため、就学奨励費を活用し、高等部の生徒の端末を整備する。

- 一部(新)・ 特別支援学校情報教育推進費 91,645千円

県立特別支援学校において1人1台専用端末による学習環境を確立するため、新たに指導者用端末やネットワーク回線の整備等を行う。

【議案（条例その他） 定県第75号議案】

19 県立図書館収蔵館（旧新館）改修工事（空調）請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 県立図書館収蔵館（旧新館）改修工事（空調）
- (2) 工 事 場 所 横浜市西区紅葉ヶ丘 9 - 2
- (3) 請負契約者名 アソー熱・神央・東海特定建設工事共同企業体
代表者 アソー熱工業株式会社
代表取締役 関 野 功
- (4) 請負契約金額 7 億9,064万7,000円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和7年2月28日

20 和解の概要

(1) 目的

退職予定の県警察職員に対する求人票に係る情報公開非公開処分取消等請求事件について、民事訴訟法第89条により東京高等裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

退職予定の県警察職員に対する求人票に係る情報公開非公開処分取消等請求事件に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方（控訴人）

（イ） 和解金額 3万円

(3) 事件の内容

令和3年3月1日、控訴人は神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）の規定により、神奈川県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し「企業など法人から神奈川県警に提出された、県警職経験者を採用するための求人票。請求日現在で実施機関が保有するものすべて。」に係る行政文書の公開請求を行った。

本部長は、控訴人から公開請求のあった行政文書を特定し、同年4月30日、その一部について公開する決定をし、控訴人に通知の上、公開した（以下「本件処分」という。）。

(4) 訴訟の経過

ア 控訴人は、本件について、

- ・ 本件処分の非公開情報は、条例第5条第1項第1号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たる。
- ・ 違法な非公開処分により、条例が保障する知る権利を侵害された。

などと主張し、神奈川県に対し、本件処分の取消し及び精神的苦痛に対する賠償金10万円の支払を求め、横浜地方裁判所に提訴した。

イ 横浜地方裁判所は、本部長に対して本件処分について再考することを促したところ、本部長が原処分を取り消した上で改めて控訴人が公開を求める部分を公開する処分を行ったため、国家賠償法上の賠償を要する損害が存在すると認めることができないなどとして、令和5年3月22日、控訴人の請求を棄却する判決を言い渡した。

ウ 当該判決に対して控訴人は、同年4月5日、東京高等裁判所に控訴し、本訴訟について審理を継続していたところ、東京高等裁判所から、

- ・ 本部長が情報公開をやり直したとしても、その点について控訴人にとっては不必要な訴訟提起であったこと。

等に鑑み、令和5年8月7日、第一審の訴訟に要した印紙代や資料写しの作成費用等の費用分程度は神奈川県が負担すべきであるとして和解金を3万円とする和解案が提示された。

21 和解の概要

(1) 目的

川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所川崎支部から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方

a 原告である相手方（以下「原告」という。）

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

b 被告である相手方（以下「被告会社」という。）

千葉県市川市福栄4丁目3番17号
ビューテックローリー株式会社
代表取締役 徳 永 禎 二

(イ) 和解金額 県から原告に対する和解金670万円。被告会社から原告に対する和解金6,030万円。

(3) 事故の内容

平成30年10月31日、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は川崎市川崎区水江町6番1号先道路上（以下「事故発生現場」という。）に設置された横断歩道を歩行中、被告会社従業員が運転するタンクローリーと衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）に遭い、負傷した。

(4) 訴訟の経過

ア 原告は、本件について、

- ・ 事故発生現場に設置されている横断歩道の道路標示が摩耗して消滅しており、被告会社従業員は、横断歩道手前で一時停止等することなく走行し、本件事故を惹起した。
- ・ このような道路標示の消失は、神奈川県管理に瑕疵があったというべきであるから、国家賠償法第2条第1項に基づき、賠償責任を負う。

などと主張し、被告会社及び神奈川県に対し、連帯して賠償金1億3,916万4,026円の支払を求め、横浜地方裁判所川崎支部に提訴した。

イ 本訴訟について審理を継続していたところ、令和5年6月9日、横浜地方裁判所川崎支部から、

- ・ 被告会社従業員は本件道路を幾度も往復しており、道路標識等の存在もあることから、横断歩道の存在を認識し得たと認められること。
- ・ 神奈川県は、事前の連絡等により横断歩道の道路標示が摩滅している状況を認識し得る状況にあり、横断歩道の道路標示の摩滅が本件事故の発生の一因となったと認められること。

等に鑑み、和解金総額を6,700万円とし、その過失割合を被告会社9割、神奈川県1割とする和解案が提示された。

は脳出血により搬送された病院において死亡した。

(4) 訴訟の経過

ア 控訴人らは、本件について、

- ・ 警察官は、故人がいびきをかいて寝ているのに対して、脳出血によるものであることを疑い、医療的措置を受けさせなければならなかったのに、酒を飲んでいると軽信し、パトカーで運んだ上、長椅子で放置した過失がある。

などと主張し、神奈川県に対し、賠償金600万円の支払を求め、横浜地方裁判所に提訴した。

イ 横浜地方裁判所は、本件について、

- ・ 警察官が、故人を泥酔者と判断したこと、脳内出血者であるとの疑いを抱かなかったことについては、社会通念上普通の社会人ならそう判断すると思われる程度の客観的事実から合理的になされたものといえるから違法性は認められない。

などとして、令和4年12月16日、控訴人らの請求を棄却する判決を言い渡した。

ウ 当該判決に対して控訴人らは、同月30日、東京高等裁判所に控訴し、本訴訟について審理を継続していたところ、令和5年6月27日、東京高等裁判所から、金銭の支払を伴わない和解案が提示された。